



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年5月19日金曜日 第409号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（6件）.....	（経営支援課）... 593
土地改良事業の工事完了の届出.....	（農地整備課）... 596
公共測量の実施の通知.....	（道路維持課）... 596
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	（都市計画課）... 596
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	（東予地方局環境保全課）... 596
土地改良区役員の就退任の届出（5件）.....	（中予地方局農村整備第一課）... 597
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	（ " " ）... 599
道路の区域変更（県道西条久万線）.....	（中予地方局久万高原土木事務所）... 599

告 示

○愛媛県告示第577号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年5月19日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出の日 年月日
ヤマダ電機テックランド 新居浜店	新居浜市郷一丁目35 5番地1 外	大規模小売店舗を設置する者の 名称	株式会社ヤマダ電機	株式会社ヤマダホールディングス	令和2年 10月1日	令和5年 5月1日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1 番1号 代表取締役 山田 昇	株式会社ヤマダデン キ 群馬県高崎市栄町1 番1号 代表取締役 小林 辰夫		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第578号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年5月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
ヤマダ電機テックランド西条店	西条市周布1653番地1 外	大規模小売店舗を設置する者の名称	株式会社ヤマダ電機	株式会社ヤマダホールディングス	令和2年10月1日	令和5年5月1日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号 代表取締役 山田 昇	株式会社ヤマダデンキ 群馬県高崎市栄町1番1号 代表取締役 小林 辰夫		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第579号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和5年5月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
ヤマダ電機テックランド今治店	今治市東鳥生町四丁目1650番3 外	大規模小売店舗を設置する者の名称	株式会社ヤマダ電機	株式会社ヤマダホールディングス	令和2年10月1日	令和5年5月1日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号 代表取締役 山田 昇	株式会社ヤマダデンキ 群馬県高崎市栄町1番1号 代表取締役 小林 辰夫		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第580号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において

準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年5月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ヤマダ電機テックランド 宇和島店	宇和島市祝森1619番 1 外	大規模小売店舗を設置する者の名称	株式会社ヤマダ電機	株式会社ヤマダホールディングス	令和2年 10月1日	令和5年 5月1日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号 代表取締役 山田 昇	株式会社ヤマダデンキ 群馬県高崎市栄町1番1号 代表取締役 小林 辰夫		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第581号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年5月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ヤマダ電機テックランド 西予店	西予市宇和町上松葉 326 外9筆	大規模小売店舗を設置する者の名称	株式会社ヤマダ電機	株式会社ヤマダホールディングス	令和2年 10月1日	令和5年 5月1日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号 代表取締役 山田 昇	株式会社ヤマダデンキ 群馬県高崎市栄町1番1号 代表取締役 小林 辰夫		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第582号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和5年5月19日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
ヤマダ電機テックランド 新居浜店	新居浜市郷一丁目35 5番地1 外	駐車場の位置及び収容台数	181台	72台	令和6年 1月2日	令和5年 5月1日
		駐車場の自動車の出入口の数 及び位置	4箇所	3箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第583号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和5年5月19日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	嘉市ヶ奥地区 (鬼北町)	令和5年2月22日
ため池等整備事業	ア子谷地区 (鬼北町)	令和5年3月24日

○愛媛県告示第584号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、中予地方局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年5月19日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類 公共測量（数値図化、地図情報レベル2500）
- 作業期間 令和5年5月8日から
9月30日まで
- 作業地域 久万高原町 一円

○愛媛県告示第585号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用

する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画火葬場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和5年5月19日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第586号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第4項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和5年5月19日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友重機械工業株式会社
東京都品川区大崎2-1-1
代表取締役 下村 真司
- 事業場の名称及び所在地
住友重機械工業株式会社愛媛製造所新居浜工場
新居浜市惣開町5-2
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第74号
- 変更しようとする事項の内容

特定施設の構造、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排水水の汚染状態（排水系統別の汚染状態を含む）及び排水水の量（排水系統別の量を含む）

5 特定施設に関する事項

排水処理施設

Table with 4 columns: Item, Before Change, After Change. Rows include: Main dimensions of the facility, Capacity, Raw material types and usage, Discharge pollution values, and Daily wastewater volume.

6 汚水等の処理施設に関する事項

排水処理施設

Table with 6 columns: Item, Before Change, After Change, Before Treatment, After Treatment. Rows include: Main dimensions of the treatment facility, Capacity, and Pollution values before/after treatment.

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

工場排水口（No.16）

Table with 4 columns: Item, Before Change, After Change. Rows include: Pollution values of wastewater, and Daily wastewater volume.

備考 この他に、雨水専用排水口が15箇所ある。

○愛媛県告示第587号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市梅本地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年5月19日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

就 任

Table with 3 columns: Officer Type, Name, Residence. Lists board members and supervisors.

退 任

役員の種類	氏名	住所
理事	家久英雄	松山市南梅本町756
"	和田正寛	松山市南梅本町813
"	宮内昭紹	松山市北梅本町2066 - 2
"	田中孝明	松山市水泥町693 - 1
"	高岡敏夫	松山市南梅本町237 - 3
"	宮内久司	松山市北梅本町741
"	岡本泰典	東温市西岡758
"	永井英雄	松山市北梅本町3041 - 1
"	宮内敬三	松山市北梅本町2331
"	久保武志	松山市南梅本町1133
"	久保慶生	松山市南梅本町611
"	宮内保	松山市南梅本町764
"	松本範良	松山市平井町3506
"	八木嘉廣	松山市北梅本町888 - 3
"	奥村義博	松山市北梅本町乙85
"	桑原英信	松山市南梅本町863
"	奥村敬八	松山市北梅本町甲16 - 1
"	永井武信	松山市北梅本町2829
監事	宮内順三	松山市北梅本町2047
"	宮内賢三	松山市南梅本町630 - 2

○愛媛県告示第588号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市久保田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年5月19日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	秀野隆昭	松山市久保田町369
"	秀野孝治	松山市久保田町114 - 3
"	沼野員典	松山市久保田町365
"	嶋屋忠則	松山市久保田町367
"	秀野慎二	松山市久保田町115 - 3
"	池内伸明	松山市久保田町321 - 3
監事	池内考重	松山市久保田町353
"	岡敬三	松山市久保田町108 - 1

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	秀野隆昭	松山市久保田町369
"	池内考重	松山市久保田町353
"	沼野員典	松山市久保田町365
"	小原博政	松山市衣山5丁目1 - 48 - 140
"	秀野孝治	松山市久保田町114 - 3
"	嶋屋忠則	松山市久保田町367
監事	秀野雄二	松山市久保田町112 - 1
"	秀野慎二	松山市久保田町115 - 3

○愛媛県告示第589号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市三町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年5月19日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	村上健一	松山市三町1丁目3 - 10
"	池田昌裕	松山市三町3丁目5 - 23
"	石丸京子	松山市三町2丁目6 - 14
"	石丸城司	松山市三町3丁目16 - 24
"	三好博臣	松山市三町3丁目13 - 28
"	高石年雄	松山市三町2丁目15 - 11
"	日野哲雄	松山市三町2丁目4 - 10
監事	竹村元收	松山市三町3丁目14 - 15
"	小椋房雄	松山市三町3丁目6 - 10
"	日野昭	松山市三町2丁目2 - 4

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	村上健一	松山市三町1丁目3 - 10
"	石丸城司	松山市三町3丁目16 - 24
"	石丸京子	松山市三町2丁目6 - 14
"	三好博臣	松山市三町3丁目13 - 28
"	日野哲雄	松山市三町2丁目4 - 10
"	大西久利	松山市三町3丁目6 - 15
"	高石年雄	松山市三町2丁目15 - 11
監事	竹村元收	松山市三町3丁目14 - 15
"	小椋房雄	松山市三町3丁目6 - 10
"	日野昭	松山市三町2丁目2 - 4

○愛媛県告示第590号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市太山寺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年5月19日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	森田克己	松山市太山寺町1733 - 4
"	渡部逸人	松山市太山寺町1481 - 1
"	和田庄司	松山市太山寺町1885
"	山口数廣	松山市太山寺町2281 - 3
"	渡部秀夫	松山市太山寺町1198 - 4
"	門間幸治	松山市太山寺町555
"	高橋新作	松山市太山寺町2282 - 9
"	岡本邦久	松山市勝岡町2511
"	武智敏夫	松山市太山寺町515 - 3

"	山口 勝博	松山市太山寺町2339 - 2
"	芳之内 英治	松山市勝岡町1281
"	須之内 富正	松山市太山寺町1028
監事	上森 實	松山市太山寺町1108 - 10
"	岡本 成峰	松山市勝岡町2550
"	鷓高 晴耕	松山市太山寺町1548
"	渡部 記佳	松山市太山寺町1554 - 2

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	森田 克己	松山市太山寺町1733 - 4
"	小笠原 謙二	松山市勝岡町2543
"	渡部 逸人	松山市太山寺町1481 - 1
"	山口 数廣	松山市太山寺町2281 - 3
"	渡部 秀夫	松山市太山寺町1198 - 4
"	門間 成孝	松山市太山寺町592
"	高橋 新作	松山市太山寺町2282 - 9
"	岡本 成峰	松山市勝岡町2550
"	鷓高 晴耕	松山市太山寺町1548
"	森田 聡	松山市太山寺町甲464 - 4
"	和田 庄司	松山市太山寺町1885
"	須之内 芳郎	松山市太山寺町1372
監事	藤井 公平	松山市勝岡町2676
"	上森 實	松山市太山寺町1108 - 10
"	山田 宣之	松山市太山寺町1377
"	渡部 記佳	松山市太山寺町1554 - 2

○愛媛県告示第591号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市西石井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年5月19日

愛媛県中予地方局長 馬越 祐希

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	西岡 洋司	松山市西石井4丁目8 - 29
"	白石 恵三	松山市西石井5丁目5 - 28

○愛媛県告示第593号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年5月19日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	西条久万線	上浮穴郡久万高原町久万438番1地先から同町久万436番地先まで	旧	メートル 7.4~9.5	キロメートル 0.047	
		上浮穴郡久万高原町久万438番1地先から同町久万461番1まで	新	8.9~15.6	0.047	

"	白石 壽穂	松山市西石井5丁目9 - 30
"	渡部 晴幸	松山市西石井5丁目9 - 10
"	白石 昌光	松山市西石井6丁目14 - 27
"	八束 近人	松山市西石井1丁目2 - 27
"	永井 浩昭	松山市西石井6丁目9 - 10
"	渡部 正三	松山市西石井5丁目10 - 22
監事	白石 英明	松山市西石井5丁目14 - 33
"	前田 和幸	松山市西石井4丁目4 - 21

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	西岡 洋司	松山市西石井4丁目8 - 29
"	白石 恵三	松山市西石井5丁目5 - 28
"	白石 壽穂	松山市西石井5丁目9 - 30
"	渡部 晴幸	松山市西石井5丁目9 - 10
"	白石 昌光	松山市西石井6丁目14 - 27
"	八束 近人	松山市西石井1丁目2 - 27
"	永井 浩昭	松山市西石井6丁目9 - 10
"	渡部 正三	松山市西石井5丁目10 - 22
監事	白石 英明	松山市西石井5丁目14 - 33
"	前田 和幸	松山市西石井4丁目4 - 21

○愛媛県告示第592号

東温市下林下土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年5月19日

愛媛県中予地方局長 馬越 祐希

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 東温市下林下土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 東温市下林下土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

令和5年5月22日から令和5年6月16日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁